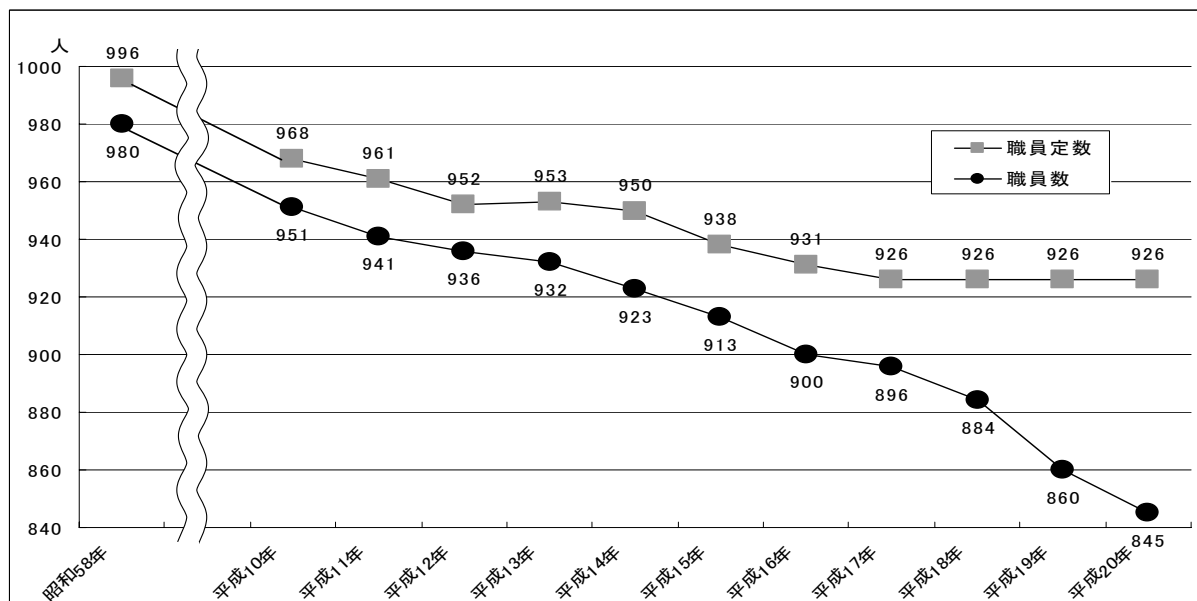


平成20年度座間市人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数等に関する状況

(1) 職員定数及び職員数の推移

(各年4月1日現在)



(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由		
		平成19年	平成20年				
普通 会計	一般行政	議会	7	7	0	欠員不補充、再任用職員の活用等	
		総務	147	143	△4		
		税務	40	40	0		
		民生	162	153	△9		事務の民間等委託等
		衛生	92	94	2		業務増、欠員補充
農林		7	7	0			
商工		5	6	1	職員の同部門への県派遣		
土木	60	57	△3	欠員不補充			
	計	520	507	△13	<参考> 人口1万人当たり職員数 40.18人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 46.74人)		
	教育	115	111	△4	再任用職員・非常勤職員の活用		
	消防	145	146	1	欠員補充		
	小計	780	764	△16	<参考> 人口1万人当たり職員数 60.54人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 65.25人)		
等 会計 公営 企業	水道	32	32	0	業務増		
	下水道	14	14	0			
	その他	34	35	1			
	小計	80	81	1			
合計		860 [926]	845 [926]	△15	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.96人		

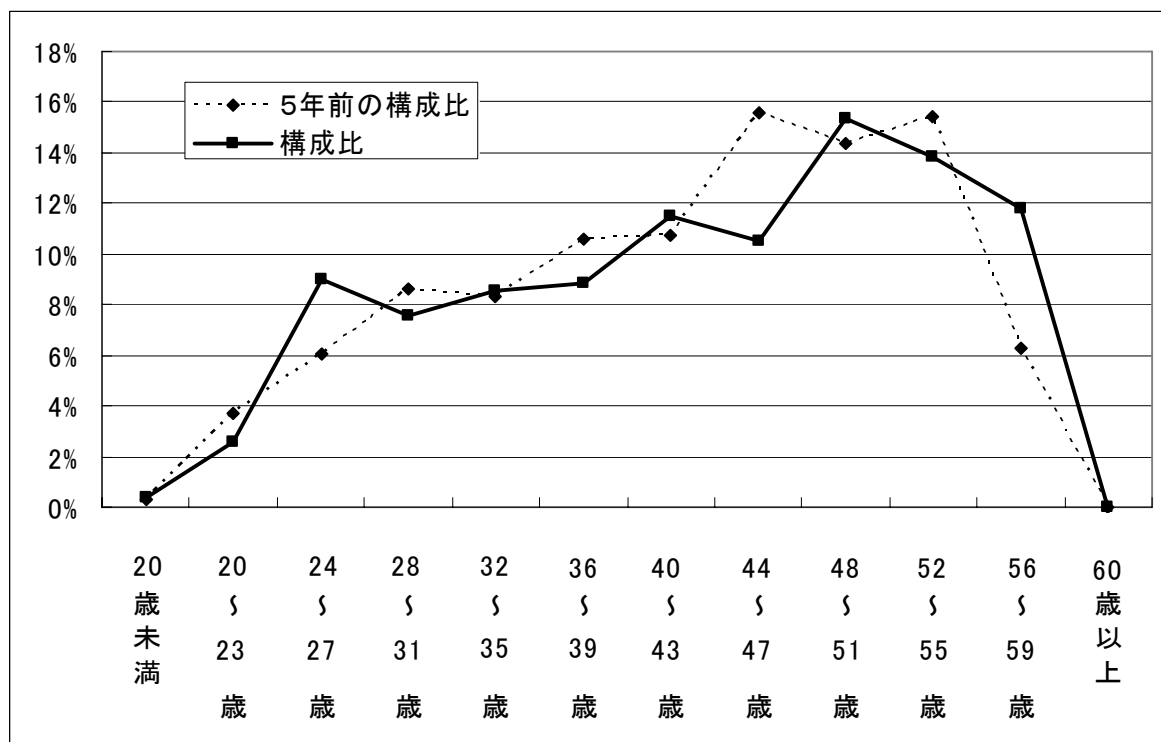
(注) 1 職員数は一般職に属する職員数。ただし、教育長を除く。

2 []内は、条例定数の合計。

(3) 年齢別職員数の状況

① 年齢別職員構成の状況

(平成20年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	22人	76人	64人	72人	75人	97人	89人	130人	117人	100人	0人	845人

② 全職員の平均年齢

(各年4月1日現在)

	平成20年	平成19年
平均年齢	43歳2月	43歳3月

(注) 職種別の平均年齢は「2 職員の給与の状況」「(5)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況」に記載。

(4) 定員管理の数値目標及び進捗^{ちゆうく}状況

① 平成17年4月1日～22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
896人	834人	62人	6.9%

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要 (各年4月1日現在)

区分		17年	18年	19年	20年	17年～20年計	(参考)
部門		計画始期	1年目	2年目	3年目		数値目標
一般行政	職員数	553	542	520	507	—	505
	増減		△11	△22	△13	△46 (95.8%)	△48
教育	職員数	121	118	115	111	—	108
	増減		△3	△3	△4	△10 (76.9%)	△13
消防	職員数	145	146	145	146	—	148
	増減		1	△1	1	1 (33.3%)	3
公営企業 等会計	職員数	77	78	80	81	—	73
	増減		1	2	1	4 (△100.0%)	△4
計	職員数	896	884	860	845	—	834
	増減		△12	△24	△15	△51 (82.3%)	△62

(注) 1 計画期間は、平成18年～22年の5年間である。

2 ()内の数値は、数値目標に対する進捗率。

3 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員増減数、計の欄にあつては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計。

(5) 採用者の状況

採用方法は、試験による採用と選考による採用とがあります。

試験採用については、例えば、一般行政職の1次試験は教養試験を、2次試験以降は面接試験を主な内容としています。

また、選考採用については、書類選考、面接選考を主な内容としています。

【職種別・採用方法別職員数】

(単位：人)

			平成19年度			平成18年度		
			試験採用	選考採用	計	試験採用	選考採用	計
行政 職	一般事務職	計	20	13	33	18	5	23
		うち女性	1	2	3	8	0	8
	保育士	計	—	—	—	—	—	—
		うち女性	—	—	—	—	—	—
	保健師	計	1	—	1	—	—	—
		うち女性	1	—	1	—	—	—
	消防職	計	4	—	4	5	—	5
		うち女性	0	—	0	0	—	0
	技能労務職	計	—	4	4	1	4	5
		うち女性	—	4	4	1	3	4
計	計	25	17	42	24	9	33	
	うち女性	2	6	8	9	3	12	

(注) 1 臨時・非常勤職員は含まない。

2 選考採用には短時間勤務職員を含む。

3 技能労務職の採用者は給食調理員のみ。

(6) 退職者の状況

退職には、以下の事由の退職があります。

- 定年退職：定年（原則60歳）により退職する場合
- 勧奨退職：人事管理上の目的から職員に退職勧奨を行い、これに応じて退職する場合
- 自己都合退職：本人の都合により退職する場合
- その他：死亡による退職等

事由別退職者の数

(単位：人)

	定年退職		勧奨退職		自己都合退職		その他		計	
	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度
行政職	20	14	8	17	7	9	0	0	35	40
技能労務職	3	7	0	1	2	0	0	0	5	8
計	23	21	8	18	9	9	0	0	40	48

(7) 再任用の状況

再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再雇用する制度です。

なお、再任用職員には、定年前の職員と同様に勤務する常時勤務職員と、それよりも短い時間勤務する短時間勤務職員があります。

(単位：人)

職 種	常時勤務		短時間勤務	
	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度
行政職	0	0	11	2
技能労務職	0	0	4	3
計	0	0	15	5

(注) 職種は再任用時の職種。

(8) 公益法人等への派遣の状況

公益法人等のうち、その業務が座間市の事務・事業と密接な関連を有し、施策を推進するため人的援助が必要なものや、座間市が出資している株式会社又は有限会社のうち、その業務が公益の増進に寄与するとともに、地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有し、施策を推進するため人的援助が必要なものについて、職員を派遣しています。

(平成19年度)

派 遣 先	派遣人数	派 遣 期 間
財団法人座間市スポーツ文化振興財団	2人	3年間(2年間の延長が可能)

(9) 身体障害者及び知的障害者の任用状況

法定雇用率	平成18年度	平成19年度
2.1%	2.3%	1.96%

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費とは、職員に支給される給与のほか、特別職に支給される給料・報酬等、職員が加入している地方共済組合に事業主として支払う負担金等を合計したものです。

(平成19年度)

住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 18年度の人件費率
人 126,191	千円 30,093,501	千円 724,717	千円 7,821,002	% 26.0	% 27.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

職員給与費とは、職員に支給する給与の総額をいいます。

(平成19年度)

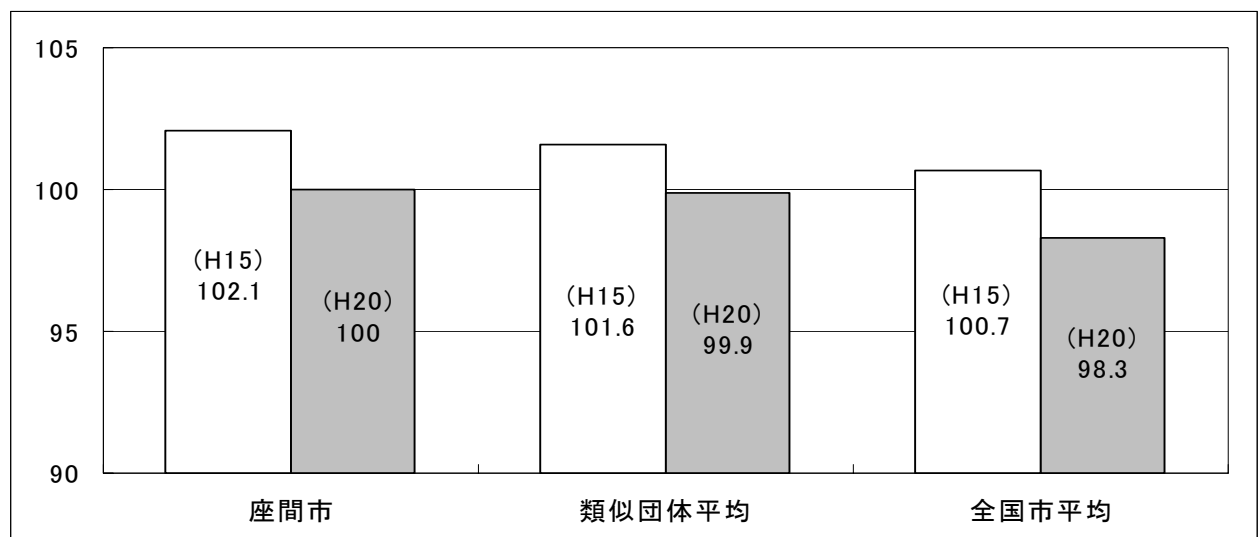
職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費(B/A)	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
人 780	千円 3,162,678	千円 1,030,973	千円 1,422,665	千円 5,616,316	千円 7,200	千円 6,932

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数。

(3) 特記事項 なし

(4) ラスパイレス指数の状況

(各年4月1日現在)



- (注) 1 「ラスパイレス指数」とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指標。
2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものの。

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成20年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
座間市	45.6歳	365,430円	478,824円	450,090円
神奈川県	43.9歳	367,557円	486,574円	426,683円
国	41.1歳	325,113円	—	387,506円
類似団体	44.3歳	353,717円	447,314円	412,049円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 (A/B)
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
座間市	43.5歳	111人	277,723円	359,875円	328,469円	—	—	—	—
うち自動車運転 手兼清掃作業員	41.3歳	50人	298,098円	418,788円	360,479円	廃棄物処理 業従事者	43.6歳	299,700円	1.40
うち学校の 給食調理員	43.9歳	38人	243,979円	284,666円	282,343円	調理士	39.4歳	286,200円	0.99
うち保育所の 給食調理員	48.1歳	14人	279,986円	333,311円	317,015円				1.16
神奈川県	52.8歳	696人	369,696円	453,100円	425,027円	—	—	—	—
国	48.9歳	4,784人	284,679円	—	320,623円	—	—	—	—
類似団体	46.2歳	87人	335,955円	399,132円	380,175円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	(C/D)
座間市	—	—	—
うち自動車運転手兼清掃作業員	6,563,262円	4,170,000円	1.57
うち学校の給食調理員	4,534,227円	3,851,600円	1.18
うち保育所の給食調理員	5,381,092円		1.40

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用（平成17年～19年の3カ年平均）。
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- 3 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給料月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値。
- 4 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均。
- 5 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているもの。また、「平均給与月額 (国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したもの。

(6) 職員の初任給の状況

(平成20年4月1日現在)

区 分		座間市	神奈川県	国
一般行政職	大学卒	181,200円	178,800円	I種 181,200円 II種 172,200円
	高校卒	149,800円	144,500円	III種 140,100円
技能労務職(自動車運転手に25歳で採用された場合)		173,900円	—	—

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成20年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	272,675円	316,100円	362,970円
	高校卒	236,400円	277,350円	304,700円
技能労務職	高校卒	225,800円	238,583円	251,333円

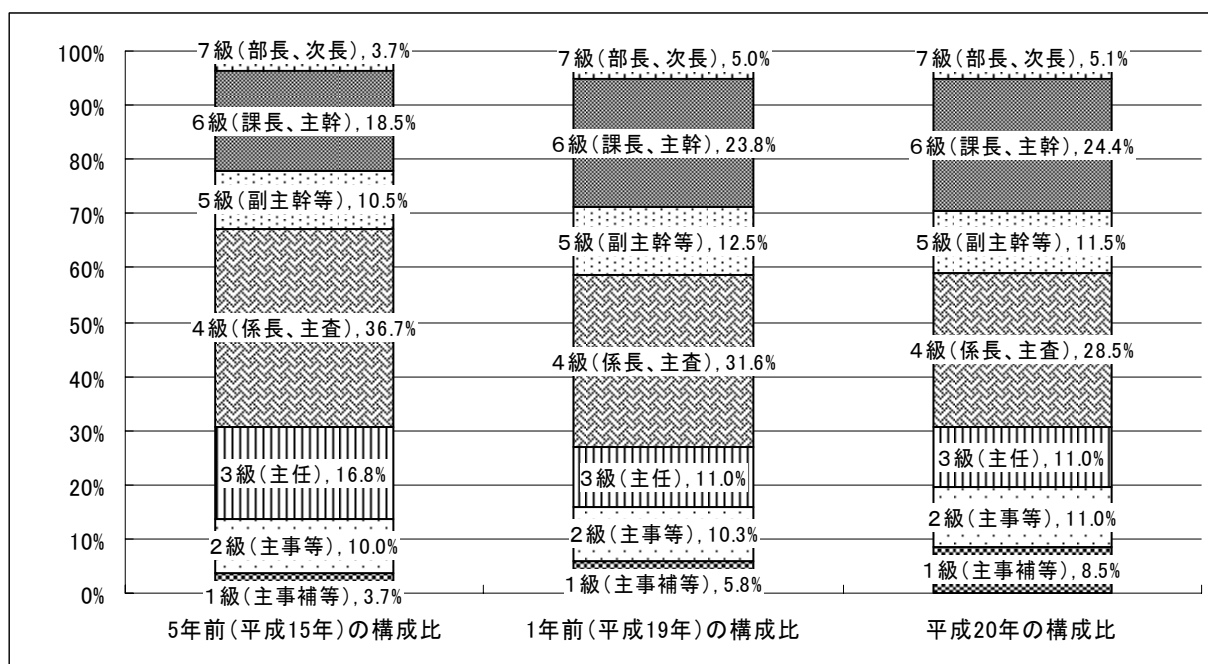
(8) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成20年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	部長、次長、参事	20人	5.1%
6級	課長、主幹、技幹	95人	24.4%
5級	課長補佐、副主幹、副技幹	45人	11.5%
4級	係長、主査	111人	28.5%
3級	主任	43人	11.0%
2級	主事、技師	43人	11.0%
1級	主事補、技師補	33人	8.5%

(注) 1 「座間市職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による職員数。
2 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務。

級別職員構成比の推移



(9) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

座間市		国	
1人当たり平均支給額 (平成19年度) 1,824 千円		—	
(平成19年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 [1.60] 月分	勤勉手当 1.5 月分 [0.75] 月分	(平成19年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 [1.60] 月分	勤勉手当 1.5 月分 [0.75] 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5~20% 管理職加算 10~20%	

(注) [] 内は、再任用職員に係る支給割合。

② 退職手当

(平成20年4月1日現在)

(支給率)	座間市			国	
	自己都合	勸奨	定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	32.76 月分	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	41.34 月分	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	59.28 月分	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	8,859 千円	28,176 千円	27,164 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額。

③ 地域手当

(平成20年4月1日現在)

支給実績 (平成19年度普通会計決算)			311,379 千円
支給職員1人当たりの平均支給年額 (平成19年度普通会計決算)			399,204 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
全地域	9%	780 人	2%

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度 (支給率)
全地域	6%	6%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

④ 特殊勤務手当

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

区 分		全職種	
支給実績 (平成 19 年度普通会計決算)		13,272 千円	
支給職員 1 人当たりの平均支給年額 (平成 19 年度普通会計決算)		17,015 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成 19 年度普通会計決算)		24.2%	
手当の種類 (手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
徴収等手当	税務職員	市税、使用料等の徴収又は納付若しくは納入の督促の事務	日額 300 円
感染症等業務手当	保健・衛生担当職員	感染症等の病原体を有し、又は有する疑いのある人、家畜又は物件に接する業務	1 件 250 円
有害毒薬物取扱手当	公害担当職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務又は特に危険性を有する薬品を取り扱う業務	日額 300 円
行旅死亡人等取扱手当	福祉担当職員	行旅死亡人又は変死人の処置	1 件 2,000 円
消防出動等手当	消防職員	消防業務	出動 1 回 250 円
		救急救命士法に定める救急救命処置の業務	出場 1 回 500 円
		上記以外の救急業務	出場 1 回 250 円
		緊急車両の運転又は操作	1 勤務 200 円
防災活動手当	消防職員以外の職員	現に災害が発生し、又は発生が予想される場合に防災活動	日額 300 円
福祉業務手当	社会福祉主事	生活保護の業務	月額 5,000 円
		障害者等の訓練又は介助	日額 150 円
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等	障害者等の訓練又は介助	日額 250 円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績 (平成 19 年度決算)	186,595 千円
支給職員 1 人当たりの平均支給年額 (平成 19 年度決算)	239,224 円
支給実績 (平成 18 年度決算)	187,901 千円
支給職員 1 人当たりの平均支給年額 (平成 18 年度決算)	231,121 円

⑥ その他の手当

(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)	
扶養手当	配偶者	13,900円	異なる	13,000円	125,047千円	160,317円	
	配偶者以外の扶養親族	7,500円	異なる	6,000円			
	配偶者が不在職員の扶養親族のうち1人	11,200円	異なる	11,000円			
	満16歳から満22歳までの子に対する加算額	5,500円	異なる	5,000円			
住居手当	持ち家	15,200円	異なる	新築・購入後5年間:2,500円	129,798千円	166,408円	
	借家・借間	家賃3万円未満: 家賃額 家賃3万円以上: 30,000円	異なる	家賃23,000円未満: 家賃-12,000円 家賃23,000円を超え55,000円未満: (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 家賃55,000円以上27,000円			
通勤手当	交通機関等の利用者 (片道2km以上)		運賃等相当額(上限:55,000円)	同じ	運賃等相当額(上限:55,000円)	35,390千円	45,372円
	自動車等の利用者 (片道2km以上)	～5km	3,500円	異なる	2,000円		
		5km～10km	5,000円	異なる	4,100円		
		10km～15km	6,500円	同じ	6,500円		
		15km～20km	8,900円	同じ	8,900円		
		20km～25km	11,300円	同じ	11,300円		
		25km～30km	13,700円	同じ	13,700円		
		30km～35km	16,100円	同じ	16,100円		
		35km～40km	18,500円	同じ	18,500円		
		40km～45km	20,900円	同じ	20,900円		
		45km～50km	21,800円	同じ	21,800円		
		50km～55km	22,700円	同じ	22,700円		
		55km～60km	23,600円	同じ	23,600円		
60km～	24,500円	同じ	24,500円				
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日において勤務を命ぜられた職員	勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間	同じ	勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間	49,679千円	63,691円	

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員	勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間	同じ	勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間	6,764千円	46,329円
管理職手当	部長	73,700円	異なる	139,300円を上限として定額	157,759千円	758,457円
	次長	70,700円				
	参事・課長	64,700円				
	主幹・技幹	59,700円				
	副主幹・副技幹	48,600円				

(10) 特別職の報酬等の状況

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

区 分		給 料 月 額 等				
給料	市 長	803,000円 (893,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額			
			1,070,000円/547,800円			
給料	副市長	670,000円 (721,000円)	900,000円/547,500円			
			報酬	議 長	522,000円	760,000円/420,100円
副議長	434,000円	670,000円/366,600円				
		議 員				404,000円
期末手当	市 長		(平成 19 年度支給割合) 4.4 月分			
	副市長	収入役				
期末手当	議 長	(平成 19 年度支給割合) 4.4 月分				
	副議長		議 員			
退職手当	市 長	(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)		
	副市長	給料月額×在職年数×400/100	12,848,000円	任期毎		
	備考	給料月額×在職年数×300/100	8,040,000円	任期毎		

(注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額。

2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき 1 期 (4 年=4 8 月) 勤めた場合における退職手当の見込額。

(11) 公営企業（水道事業）職員の状況

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与比率 (B/A)	(参考) 18年度の総費用に占め る職員給与比率
19年度	千円 1,916,613	千円 7,410	千円 226,587	% 11.82	% 11.98

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考)市町村 (政令指定都市 を除く。)平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
19年度	人 32	千円 132,925	千円 38,476	千円 59,385	千円 6,895	千円 7,212	千円 6,874

- (注) 1 職員手当には退職給付金を含まない。
2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数。

イ 特記事項 なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基 本 給	平均月収額
座間市水道事業	43 歳	395,785 円	603,426 円
団体平均	45.5 歳	374,552 円	571,242 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

座間市水道事業		一般行政職	
1人当たり平均支給額 (平成19年度)		1人当たり平均支給額 (平成19年度)	
1,856 千円		1,824 千円	
(平成19年度支給割合)		(平成19年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.00 月分	1.5 月分	3.00 月分	1.5 月分
[1.60] 月分	[0.75] 月分	[1.60] 月分	[0.75] 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

- (注) []内は、再任用職員に係る支給割合。

イ 退職手当

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

(支給率)	座間市水道事業			一般行政職		
	自己都合	勸奨	定年	自己都合	勸奨	定年
勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分	32.76 月分	23.5 月分	30.55 月分	32.76 月分
勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分	41.34 月分	33.5 月分	41.34 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分	59.28 月分	47.5 月分	59.28 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	— 千円	8,859 千円	28,176 千円	27,164 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額。

ウ 地域手当

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成 19 年度決算)			12,990 千円
支給職員 1 人当たりの平均支給年額 (平成 19 年度決算)			405,951 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
全地域	9%	32 人	2%

エ 特殊勤務手当

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

区 分		全職種
支給実績 (平成 19 年度決算)		0 千円
支給職員 1 人当たりの平均支給年額 (平成 19 年度決算)		0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成 19 年度)		0%
手当の種類 (手当数)		3
手当の名称	主な支給対象業務 (職員)	支給単価
徴収等手当	職員が出張を命ぜられて水道料金及び下水道使用料の徴収又は納付若しくは納入の督促の事務に従事するために旅行したとき	日額 300 円
有害毒薬物取扱手当	職員が人体に有害なガスの発生を伴う業務又は特に危険性を有する薬品を取り扱う業務に従事したとき	日額 300 円
防災活動手当	現に災害が発生し、又は発生が予想される場合に防災活動に従事した消防職員以外の職員	日額 300 円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (平成 19 年度決算)	7,377 千円
支給職員 1 人当たりの平均支給年額 (平成 19 年度決算)	230,524 円
支給実績 (平成 18 年度決算)	15,541 千円
支給職員 1 人当たりの平均支給年額 (平成 18 年度決算)	504,317 円

カ その他の手当

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)	
扶養手当	配偶者	13,900 円	異なる	13,000 円	6,066 千円	189,572 円	
	配偶者以外の扶養親族	7,500 円	異なる	6,500 円			
	配偶者が不在職員の扶養親族のうち1人	11,200 円	異なる	11,000 円			
	その他の扶養親族	5,000 円	同じ	5,000 円			
	満16歳から満22歳までの子に対する加算額	5,500 円	異なる	5,000 円			
住居手当	持ち家	15,200 円	異なる	新築・購入後 5年間：2,500 円	5,136 千円	160,500 円	
	借家・借間	家賃3万円未満：家賃額 家賃3万円以上：30,000 円	異なる	家賃23,000円未満：家賃-12,000円 家賃23,000円を超え55,000円未満： $(家賃-23,000円) \times 1/2 + 11,000円$ 家賃55,000円以上27,000円			
通勤手当	交通機関等の利用者 (片道2km以上)	運賃等相当額(上限：55,000円)	同じ	運賃等相当額(上限：55,000円)	1,403 千円	43,837 円	
	自動車等の利用者	2km～5km	3,500 円	異なる			2,000 円
		5km～10km	5,000 円	異なる			4,100 円
		10km～15km	6,500 円	同じ			6,500 円
		15km～20km	8,900 円	同じ			8,900 円
		20km～25km	11,300 円	同じ			11,300 円
		25km～30km	13,700 円	同じ			13,700 円
		30km～35km	16,100 円	同じ			16,100 円
		35km～40km	18,500 円	同じ			18,500 円
		40km～45km	20,900 円	同じ			20,900 円
		45km～50km	21,800 円	同じ			21,800 円
		50km～55km	22,700 円	同じ			22,700 円
		55km～60km	23,600 円	同じ			23,600 円
60km～	24,500 円	同じ	24,500 円				
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日において勤務を命ぜられた職員	勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間	同じ	勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間	156 千円	4,872 円	

管理職手当	部長	73,700 円	異なる	139,300 円を 上限として定額	5,348 千円	486,182 円
	次長	70,700 円				
	参事・課長	64,700 円				
	主幹・技幹	59,700 円				
	副主幹・副技幹	48,600 円				

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

(注) 「1 職員の任免及び職員数等に関する状況 (4) 定員管理の数値目標及び進捗状況」に記載。

3 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

(1) 週休日、休日及び勤務時間の概要

日曜日及び土曜日（週休日）は、勤務しない日になっています。また、国民の祝日に関する法律による休日と年末年始（12月29日～翌年1月3日）は勤務が免除されています。

勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの1日8時間、週40時間です。

午前8時30分	午後0時15分	午後1時	午後5時15分
勤務（3時間45分）	休憩 （45分）	勤務（4時間15分）	

（注） 上記は、標準的な勤務を示したもので、消防署や図書館などは、特別な勤務形態となっている。

(2) 年次有給休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

平成19年度の平均取得日数	12.27日
平成18年度の平均取得日数	12.66日

(3) 特別休暇の概要

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別な休暇が認められます。

区 分	内 容	休暇日数
骨髄提供 休暇	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
ボランテ ィア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき	1年度につき5日の 範囲内の期間
夏期休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の7月から9 月までの期間内にお ける、週休日、休日 及び代休日を除いて 7日の範囲内の期間
結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	結婚の日の5日前の 日から当該結婚の日 後1月を経過する日 までの期間内におけ る連続する8日の範 囲内の期間
忌引	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族の区分に応じ1 日から10日の範囲内 の期間
法要休暇	職員が配偶者、父母又は子の祭日のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間

生理休暇	女子職員がその生理日に勤務することが著しく困難であると申し出た場合	2日を超えない範囲内で必要と認められる期間
産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
産後休暇	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
看護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他別に定める者で病気等により看護を必要とするものの看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年度につき8日の範囲内の期間
リフレッシュ休暇	座間市職員表彰規程第4条の規定により勤続表彰を受けた職員及び勤続年数が10年に達した職員	10年勤続：2日 20年勤続：4日 30年勤続：5日

(4) 介護休暇の概要と取得状況

職員は要介護状態にある家族を介護するために介護休暇を取得することができます。休暇は連続する6カ月期間内で、1日単位又は1時間単位で取得することができます。

平成19年度の取得者数	0人
平成18年度の取得者数	0人

(5) 療養休暇の概要と取得状況

職員が負傷又は疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき、療養のために必要最小限の期間、勤務することが免除されます。

平成19年度の取得者数	61人
平成18年度の取得者数	61人

(6) 育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。育児休業は1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

	育児休業	部分休業
平成19年度の取得者数	9人	3人
平成18年度の取得者数	7人	4人

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

(平成19年度)

分 限 処 分				懲 戒 処 分			
降任	免職	休職	降給	免職	停職	減給	戒告
0人	0人	7人	0人	0人	0人	0人	1人

5 職員のサービスの状況

○ サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。 ※ 人間ドックを受検する場合や職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合などの際、条例の規定に基づいて、職務専念義務が免除されます。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしたりしてはいけません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 人材育成基本方針の概要

座間市では、第三次座間市総合計画で定める市の将来像である「みなぎる活力とやすらぎが調和するときめきのまち」の実現に向け、高い能力と意欲を持った職員を育成することを目的として、平成17年3月に「座間市人材育成基本方針」を策定しました。基本方針は、「目指すべき職員像」と「具体的な施策と今後の方向」から構成され、より体系的、総合的に人材育成を推進することを目指しています。

【目指すべき職員像】

- 市民が主役であるとの認識を持った職員
- 市民に「公正・親切・融和」の心で対応し、信頼される職員
- 広い視野と先見性を持った職員
- 自らの責任で考え、新たな課題に挑戦する職員

【施策の方向】(体系)

- 1 職員の能力開発
 - 自己啓発の促進 ○職場研修の推進 ○職場外研修の充実
- 2 職員の能力向上
 - 意欲の向上 ○人材の活用 ○職務機会の創出
- 3 職員の能力活用
 - 能力・実績の評価 ○職務意向の把握
- 4 人材育成の体制
 - 実施体制の役割 ○これからの人事管理

(2) 職員研修の概要

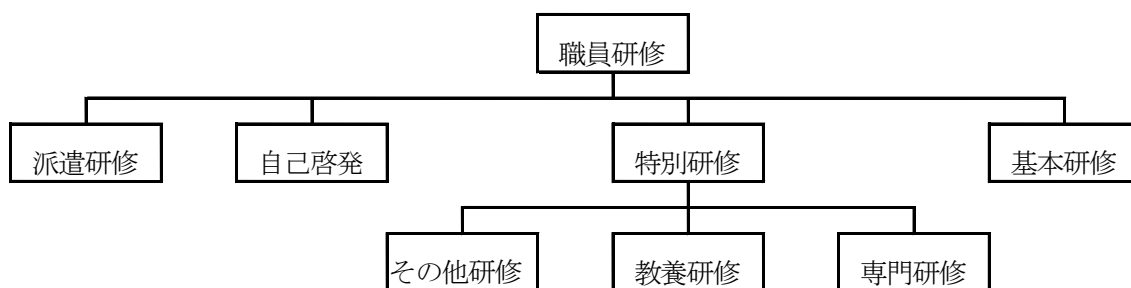
① 研修方針

少子高齢化や高度情報化など急激な変化を続ける社会に対応するため、職員自らの啓発意欲を更に促すとともに職員研修の内容充実に努め、次のとおり重点目標を定め様々な研修を行っています。

〈重点目標〉

- 職員として必要な基礎的・専門的知識、技術を習得させる。
- 全体の奉仕者としての自覚を常に持ち、市民に信頼される行動と思考をする職員を育成する。
- 常に問題意識を持って職務を遂行するとともに、市政の課題に的確に対応できる実行力と判断力を備えた職員を育成する。
- 幅広い視野と豊かな創造力、企画力を養い、自己啓発の意欲を促す。

② 研修体系



③ 研修実績

(平成 19 年度)

研 修 区 分		受講者数
基本研修	新規採用職員研修 (一次)	24 人
	新管理者研修	25 人
	新監督者研修	23 人
	職員上級研修	15 人
	新規採用職員研修 (二次)	12 人

特別研修	専門研修	技術講習会	26人
		保育園監督者研修	18人
		障害児療育指導者講演会	13人
		保育園職員研修	88人
		清掃事業所職員腰痛防止セミナー	33人
	教養研修	職場におけるセクシャル・ハラスメント防止研修	26人
		接遇マナー・クレーム対応研修	21人
		普通救命研修	41人
		人権問題講演会	29人
		メンタルヘルス研修	26人
	その他研修	政策形成実践研修	7人
		行政施策課題研修	12人
		行政対象暴力対策研修会	52人
		防災講演会	52人
		人事評価研修	88人
人事評価に係る目標管理研修		675人	
自己啓発	資格取得及び通信教育受講	5人	
	自主研究グループ	29人	
派遣研修	財団法人神奈川県市町村振興協会市町村研修センター	139人	
	市町村職員中央研修所	1人	
	自治大学校	2人	
	一般派遣	178人	

(3) 職員の勤務成績の評定制度の概要

座間市では、地方分権の時代にふさわしい新たな人事評価制度の構築・導入を目指し、平成18年度に人事評価制度の試行運用を実施しています。

【試行実施の概要】

実施期間： 平成18年4月1日～20年3月31日

対象者： 全職員（技能労務職員及び短時間勤務職員を除く職員 734人）

制度の内容： 「業績評価」と「能力評価」で構成し、業績評価は「目標管理」の手法により評価基準日（翌年1月1日）現在の目標の達成度合いを、能力評価は1年間の職務遂行の過程で見られた能力を評価

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合の概要

座間市の常勤職員は、神奈川県内の市町村（横浜市、川崎市を除く。）が加入する神奈川県市町村職員共済組合に加入しています（小・中学校に勤務する給食調理員等一部の職員は公立学校共済組合に加入しています）。

この共済組合は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として設けられているものです。

共済組合は、組合員から徴収する掛金と事業主である座間市からの負担金により運営しており、大きく分けて次の3つの事業を行っています。

① 短期給付事業

組合員とその家族の病気、けが、出産、死亡、休業又は災害に対して、必要な給付を行っています。

② 長期給付事業

組合員の退職、障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行っています。

③ 福祉事業

健康診査などの健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付けなどを行っています。

(2) その他職員福祉のための独自の制度（座間市職員厚生会）の概要

① 事業概要

座間市職員厚生会は、地方公務員法第42条の規定に基づき、会員相互の親睦^{ぼく}及び文化教養の向上並びに福利厚生^{ぼく}の充実を図ることにより会員の福祉を増進することを目的に組織されたもので、職員からの会費及び座間市からの補助金をもとに次のような事業を実施しています。

○ 給付事業（主なものとしては、慶弔金や見舞金の給付）

○ 厚生事業

- ・ 厚生部事業（人間ドックの助成金の交付等）
- ・ 文化部事業（スポーツ観戦・観劇助成等）
- ・ 体育部事業（職員の親睦^{ぼく}を目的としたスポーツ・レクリエーション行事の開催等）
- ・ 会報編集部事業（会報「ひまわり」の発行）

○ 会員数 896人（市職員、臨時的任用職員等 平成20年3月31日現在）

② 主な収入（平成19年度決算）

- 会費（会員掛金（率）：給料月額^{ぼく}の5/1,000）： 18,155,087円
- 雑入（生命保険事務手数料、観劇外個人負担金等）： 11,128,944円
- 市からの補助金： 10,000,000円

③ 給付金等の状況

(単位：円)

名 称	給 付 条 件		金 額	備 考
結婚祝金	会員が結婚したとき		20,000	
銀婚祝金	会員が銀婚を迎えたとき		20,000	
銅婚祝金	会員が銅婚を迎えたとき		10,000	
勤続祝品	会員の資格を得て引き続き20年に達したとき		30,000	
勤続祝品	会員の資格を得て引き続き30年に達したとき		40,000	
出産祝金	会員又はその配偶者が出産したとき		10,000	
入学祝品	会員の子が小・中学校へ入学したとき		10,000	
療養見舞金	会員が病気又は負傷により20日以上勤務できないとき		10,000	
災害見舞金	災害の程度	滅全焼・全滅失	50,000	
		1/3以上焼失	30,000	
		床上浸水	10,000	
弔慰金	会員が死亡したとき	配偶者	100,000	特別弔慰金として会員本人30万円、生花又は盛籠 <small>かご</small>
		父母又は子	20,000	
		同居の祖父母	10,000	
		兄弟、孫	5,000	
退会記念品料	会員が死亡によらず退会したとき	会員期間が1年以上5年未満	10,000	
		会員期間が5年以上7年未満	15,000	
		会員期間が7年以上10年未満	20,000	
		会員期間が10年以上15年未満	30,000	
		会員期間が15年以上20年未満	50,000	
		会員期間が20年以上25年未満	70,000	
会員期間が25年以上	100,000			
定年等退職記念料	会員が定年又は定年前に早期退職したとき		30,000	
人間ドック等の助成	35歳以上の会員が人間ドック又は脳ドックを受検したとき		14,000	
	35歳以上の会員の被扶養者が人間ドック又は脳ドックを受検したとき		3,000	

(3) 公務災害補償の概要と実施状況

公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

(平成 19 年度)

	新規認定件数	
	傷病	死亡
公務上の災害	14 件	0 件
通勤災害	3 件	0 件

(4) 職員の健康診断等の概要

労働安全衛生法に基づき、職員の健康診断を年 1 回定期的に実施しており、職員の健康状態を経時的に把握して、疾病の早期発見、結果に基づく事後措置を実施し職員の健康管理に努めています。

また、VDT作業（Visual Display Terminals：一般的にはコンピュータを用いた作業のこと）や重量物を扱う業務を行う職員を対象に特殊健康診断を実施しています。さらに、35歳以上の職員を対象に成人病（胃がん、大腸がん）検診を実施しています。

健康診断実施状況

(平成 19 年度)

検診名	対象・項目等	受検者数
一般健康診断	35 歳以上	408 人
	35 歳未満	215 人
成人病検診	胃部 X 線検査	78 人
	大腸ガン検査	62 人
保育士検診	血圧測定、診察等	165 人
特殊健康診断	重量物取扱者等第一次検診	297 人
	重量物取扱者等第二次検診	15 人
	頸肩腕障害検診	1 人
	VDT 検診	37 人

(5) メンタルヘルスへの対応状況

職員を対象としたメンタルヘルス研修を毎年 1 回実施しています。

内容としては、職場における個人の健康と組織の健康を保ち、職場を活性化するために心得ておかなければならない考え方や基本的な知識を身に付けようとするものです。

平成 18 年度から、メンタルクリニックと委託契約し、相談に応じています。

(6) セクシャルハラスメントへの対応状況

毎年 1 回職員を対象とした職場におけるセクシャルハラスメント防止研修を実施しています。また、職員課内にセクシャルハラスメント相談員を設置して対応しています。

(7) 安全衛生管理体制の概要

市では、事業場（清掃、消防、教育委員会、本庁その他）ごとに、労働安全衛生法に基づいて安全衛生委員会を設置しています。

また、安全衛生委員会ごとに産業医を置き、職場内の巡視、健康相談・指導を実施しています。

8 公平委員会の業務の状況

座間市では、地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、公平委員会の事務を神奈川県人事委員会に委託して処理しています。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与等の勤務条件に関して公平委員会に当局が措置を講じるよう要求することができます。

(平成19年度)

年度当初 係属件数	新規申立 件数	処 理 件 数					年度末 係属件数
		申立容認	棄 却	却 下	取下げ	計	
0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒その他のその意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

(平成19年度)

年度当初 係属件数	新規申立 件数	処 理 件 数					年度末 係属件数
		処分取消	棄 却 (処分承認)	却 下	取下げ	計	
0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

(3) 苦情処理の状況

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等の人事管理全般に関する苦情の申出及び相談を公平委員会等にすることができます。